

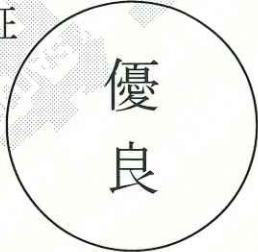
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 さいたま市浦和区常盤二丁目9番10号

氏名 クリーンシステム株式会社

代表取締役 井古田 晃伸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

さいたま市長 清水 勇 人



許可の年月日 令和4年8月3日

許可の有効年月日 令和11年3月18日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること

(1) 積替え保管の有無 有・無

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*) (#1)、がれき類(*) 以上13種類

(3) (2)のうち積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥 (廃乾電池及び有機性汚泥に限る) (#1)、廃油 (食用油に限る)、廃酸 (飲料系のものに限る)、廃アルカリ (飲料系のものに限る)、廃プラスチック類 (廃蛍光管及び廃乾電池に限る) (#1)、動植物性残さ、金属くず (廃蛍光管及び廃乾電池に限る) (#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る) (#1) 以上8種類

※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。

※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可 (届出) 年月日	内 容
平成24年3月19日	新規許可
令和4年8月3日	更新許可 (優良)
令和7年4月16日	変更届 (住所の変更)

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 _____ 許可番号 _____

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

〔別記1〕

積替え保管を行う場所の所在地

さいたま市岩槻区古ヶ場二丁目10番3、10番4 以上2筆（面積949.86㎡）

保管施設の概要

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥（有機性汚泥に限る） 以上1種類	0.82 m ²	0.90m (200ℓ ドラム缶 2個)
廃油（食用油に限る） 以上1種類	0.82 m ²	0.90m (200ℓ ドラム缶 2個)
廃酸（飲料系のものに限る）、廃アルカリ（飲料系のものに限る） 以上2種類	2.25 m ²	1.90m (194ℓ 冷蔵室 1室)
動植物性残さ 以上1種類	2.25 m ²	1.90m (194ℓ 冷蔵室2室) (180ℓ 冷凍室1室)
廃プラスチック類（廃蛍光管に限る）(#1)、金属くず（廃蛍光管に限る）(#1)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る）(#1) 以上3種類	1.88 m ²	1.07m (1.45 m ³ 専用容器 1個)
汚泥（廃乾電池に限る）(#1)、廃プラスチック類（廃乾電池に限る）(#1)、金属くず（廃乾電池に限る）(#1) 以上3種類	0.82 m ²	0.90m (200ℓ ドラム缶 2個)

※ 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。